

公立大学法人金沢美術工芸大学授業料等徴収に関する規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 56 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢美術工芸大学(以下「本学」という。)の授業料、入学考査料及び入学金並びに学位論文審査手数料(以下「授業料等」という。)の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の額)

第 2 条 本学において徴収する授業料等の額は、別表のとおりとする。

(授業料、入学考査料及び入学金の不徴収)

第 3 条 特別聴講学生については、授業料、入学考査料及び入学金は、徴収しない。

(授業料の徴収方法)

第 4 条 本学の学部又は大学院の学生(科目等履修生及び特別科目等履修生を除く。以下この条において同じ。)に係る授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期(4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいう。以下同じ。)及び後期(10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいう。以下同じ。)の 2 期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の 2 分の 1 に相当する額(1 月当たりの額をもって定められている授業料にあつては、当該期に係る授業料の合計額)とする。

2 前項の授業料の納付期限は、前期にあつては 4 月 30 日と、後期にあつては 10 月 31 日とする。ただし、特別の事情により入学の時期がこの項に規定する納付期限後である者に係る当該前期又は後期における授業料の納付期限は、当該入学を許可した日から起算して 14 日以内で理事長が定める日とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、本学の学部又は大学院の学生の申出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収することができる。

4 第 2 項本文の規定にかかわらず、同項本文の規定に基づく納付期限となる日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、これらの日の直後の日曜日等以外の日を当該納付期限とする。

(復学等の場合における授業料の徴収方法)

第 5 条 前期又は後期中途において、本学に復学し、転入学し、編入学し、又は再入学する者から徴収する当該前期又は後期に係る授業料の額及びその徴収方法については、第 2 条及び前条の規定を準用する。

(休学の場合における授業料)

第 6 条 前期又は後期の全期間にわたり休学する者については、当該前期又は後期に係る授業料は、徴収しない。

(科目等履修生等の授業料の徴収方法)

第 7 条 本学の科目等履修生及び特別科目等履修生に係る授業料は、その全額を一度に徴収し、その納付期限は、当該学生の入学を許可した日から起算して 14 日以内で理事長が定め

る日とする。

(入学考査料の徴収)

第 8 条 入学考査料は、入学、転入学、編入学又は再入学の出願があったときに徴収する。

(入学金の徴収)

第 9 条 入学金は、入学、転入学、編入学又は再入学を許可するときに徴収する。

(学位論文審査手数料の徴収)

第 10 条 学位論文審査手数料は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条第 2 項の規定による博士の学位の授与を受けようとする者から、当該学位の授与に係る申請があったときに徴収する。

(授業料及び入学金の減免等)

第 11 条 理事長は、本学の学生又は本学に入学する者（科目等履修生、特別科目等履修生、委託生、研究生及び外国人留学生を除く。）が次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、当該者に係る授業料又は入学金を減免し、又は授業料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由によって授業料又は入学金の納付が困難であり、かつ、学業優秀な者（本学の大学院の学生又は本学の大学院に入学する者に限る。）

(2) 災害その他やむを得ない理由によって授業料又は入学金の納付が困難である者

(3) 独立行政法人日本学生支援機構から学資支給金の支給対象者として認定を受けた者又は受けることが見込まれる者

(授業料及び入学金の減免等の決定の取消し)

第 12 条 理事長は、前条の規定に基づき授業料若しくは入学金の減免又は授業料の徴収の猶予の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その減免又は徴収の猶予の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の理由により授業料若しくは入学金の減免又は授業料の徴収の猶予の決定を受けたとき。

(2) 授業料若しくは入学金の減免又は授業料の徴収の猶予の決定を受けた理由が消滅したとき。

(既納の授業料等の取扱い)

第 13 条 既納の授業料等は、返還しない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(登校停止又は除籍)

第 14 条 学長は、授業料を滞納した者については、登校を停止し、又は除籍することができる。

(委任)

第 15 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年1月30日から施行する。
- 2 改正後の第11条の規定にかかわらず、令和2年3月31日に在学し、同年4月1日以後も引き続き在学する外国人留学生については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

1 授業料、入学検査料及び入学金

| 区分 | 学部 | | | 大学院 | | | |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|----------------|---------|
| | 本科生 | 委託生 | 科目等履修生 | 研究科生 | 研究生 | 特別科目等履修生 | |
| 授業料 | 年額 535,800円 | 年額 535,800円 | 1単位 14,800円 | 年額 535,800円 | 1月 29,700円 | 1単位 14,800円 | |
| 入学検査料 | 17,000円 | | | 30,000円 | 9,800円 | | |
| 入学金 | 市内居住者及び本学卒業業者 | 282,000円 | 28,200円 | 28,200円 | 282,000円 | 42,300円 | 28,200円 |
| | その他の者 | 423,000円 | 56,400円 | 56,400円 | 423,000円 | 84,600円 | 56,400円 |

備考

- 1 本科生とは、本学の学部の学生で、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生を除くものをいう。
- 2 研究科生とは、本学の大学院の学生で、研究生及び特別科目等履修生を除くものをいう。
- 3 市内居住者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 入学の日の1年以前から引き続き金沢市内に住所を有する者
 - (2) 入学の日の1年以前から引き続き金沢市内に住所を有する配偶者又は1親等の親族のある者
- 4 本学の大学院研究科の修士課程を修了し、引き続き大学院研究科の博士後期課程に進学する研究科生については、入学検査料及び入学金を徴収しない。

(2) 学位論文審査手数料

| | |
|-----------|---------------|
| 学位論文審査手数料 | 1件につき 57,000円 |
|-----------|---------------|